

鳥取県教育振興基本計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

令和6年1月19日

教育総務課

鳥取県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の改定にあたり、基本計画案（概要）を示し、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメントによる意見聴取状況

(1) 実施期間：令和5年12月11日（月）から同月28日（木）

(2) 周知方法：教育総務課及び県民参画協働課のホームページで公開

新聞広告を掲載（12月16日（土））

県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村窓口チラシ配架

(3) 応募件数：8件（意見数：47件）

<内訳>

項 目	件数
計画全体	1
基本理念	2
「基本理念」と4つの「力と姿勢」の基盤となるもの	2
6つの目標と25の施策	
目標3 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造	1
施策1-(2) 家庭教育の充実	1
施策2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	1
施策2-(6) 幼児教育の充実	1
施策2-(8) 教育DXの推進	7
施策2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進	5
施策3-(10) 特別支援教育の充実	5
施策3-(11) いじめ、不登校等に対する対応強化	2
施策3-(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	3
施策4-(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	2
施策4-(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成	4
施策4-(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備	2
施策4-(17) 私立学校への支援の充実	1
施策5-(20) トップアスリートの育成（競技力向上）	3
施策5-(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実	1
その他意見	3

2 主な意見と対応方針

※「対応方針」の凡例

- ・ 盛込済 … すでに基本計画案に盛り込み済みのもの
- ・ 反映検討 … 基本計画策定に向け、反映を検討するもの
- ・ 今後検討 … 計画に沿った具体的な取組（アクションプラン）、他の個別計画等において検討するもの
- ・ 対応困難 … 反映が困難なもの、反映しないもの
- ・ その他 … 意見としてお聞きするもの、基本計画の修正等の意見以外で回答するもの

(1) 計画全体

意見概要	対応方針	考え方
「ウェルビーイング」が基本理念に入ったのは良いことである。家庭環境の格差が拡大する中で、学校は「ウェルビーイング」の理念と実現の方法を学ぶ場でなければならず、「鳥取県教育振興基本計画」は福祉的な観点から点検し直し、競争を止め「共生」のための学びへ改定すべきである。	盛込済	この度の改定では、新たに「多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造」を目標に立て、特別な支援が必要な児童生徒やいじめ・不登校、困難な家庭環境等にある子どもたちの学びの機会の確保を積極的に取り組むこととしています。

(2) 基本理念 「自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととりの人づくり」

意見概要	対応方針	考え方
国は「ウェルビーイングの向上」を打ち出しているが、これは広く認知された言葉とは言えないと考える。国の方向性を受け、県の基本理念は「幸せな未来を創造する」という表現を使っているが、「誰もが幸福感を感じられる未来を」という表現が良いのではないかと。	対応困難	基本理念は、子どもたちが主体となって「幸せな未来を創造する」ための力を身に着けることを目的とした「人づくり」を行うことを表現したものであり、ご意見のような修正は考えていません。
「ふるさとととりの人づくり」という表現は、個々の成長、自己実現が達成できる教育環境や主体的な対話的な学習を通して自ら成長していくというような意味合いが全く感じられず、困り込みをしようとしている印象が強いと感じた。失敗を恐れない、失敗を誹らない風土で自発的に学び行動することができるよう支援していくことを表現できればより良いと考える。	対応困難	限られた字数の中で、ご意見にあるような要素を全て表現することはできませんが、子どもたち一人一人が「自立して心豊かに幸せな未来を創造する」ためには、ご意見にあるような教育環境の整備や学びの提供、風土等が必要であり、それを達成するための教育を「ふるさとととりの人づくり」という言葉で表現したものです。

(3) 「基本理念」と4つの「力と姿勢」の基盤となるもの

意見概要	対応方針	考え方
「グローバルな視点」を「国際的な視点」とした方が理解しやすいのではないかと。	対応困難	「グローバル」という文言は、既に一般に認知されていると考えます。
鳥取県教育委員会の自己肯定感の考え方が『「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じた感情』とあるが、『「自分には欠点や苦手なこともあるが、長所や得意なこともある。自分にもいいところがある。」という感情』等と記述した方が理解されるのではないかと。『自分の存在全てを受け入れ』という表現は理解が難しいと思う。	反映検討	ご意見を踏まえ、より分かり易い表現となるよう検討します。

(4) 6つの目標と25の施策

意見概要	対応方針	考え方
目標3 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造		
「多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造」が目標項目として独立して明記されたことを評価したい。	その他	ご意見としてお聞きします。

施策 1-(2) 家庭教育の充実		
『「届ける家庭教育支援」体制の構築』とされているが、実際に構築するとなると困難と考える。『「届ける家庭教育支援」体制の構築をめざす。』とされるのが良いと思う。	反映検討	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する予定です。 「保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築をめざすなど、知事部局の子育て支援部門と連携して家庭教育への支援を充実します。」
施策 2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進		
改定案に学校図書館教育の充実を入れてほしい。chromebookの配布によりコピーする児童生徒が増え、今こそ学校図書館で学び方を学ぶ機会を増やすべきだと思う。司書教諭の司書の時間の使い方を含め、学校図書館を活用することが将来図書館を使う生涯教育の育成にもなると思うので、是非学校図書館の充実を入れてほしいと思う。	盛込済	本項の施策項目において、子どもの読書活動の推進や学校司書、司書教諭の資質向上等を盛り込んでいます。
施策 2-(6) 幼児教育の充実		
「自然保育の推進」とあるが、自然保育という概念が県民に共有されているとは思わないため、「幼児教育に積極的に自然体験活動を取り入れるよう、こども園等に働きかけます。」と表記してはどうか。教育委員会は保育と連携することは必要であると考えますが、保育まで拡げて教育振興基本計画を作成することは必要ない。	反映検討	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する予定です。 「地域の伝統文化や行事など子どもたちの心を動かす体験活動の充実や、子どもたちの体力の向上、感性、探究心、集中力、自ら考える力などを育成するため、自然体験活動の推進等を図ります。」
施策 2-(8) 教育DXの推進		
ICT導入にあたっては、端末使用に係る支援、端末の公費負担が必要。学校教育が家庭の経済格差をさらに広げることになってはならず、公費負担を行うべきと考える。(同様意見2件)	今後検討	1人1台端末の整備については、義務教育段階では国の基金等を活用し公費で更新予定です。また、高等学校段階では学校が推奨機種を斡旋して個人が私費購入していますが、低所得家庭については公費で整備して貸与しており、今後もICT教育環境の充実を行っていきます。
新型コロナウイルス拡大を契機とした場当たりの1人1台端末の導入は、学校現場を混乱させることになった。学校現場へのICT導入にあたっては、改めてその目的、具体的な実施計画、端末使用に係る支援が必要である。	今後検討	GIGAスクール構想により実現した1人1台端末の環境を活かし、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置づけられている情報活用能力の育成に向け、令和6年度から鳥取県学校教育DX推進計画を策定し、その目的や具体的な取組等を盛り込んでいく予定です。
「教育データの分析・利活用」にあたっては、格差是正の観点からの活用が求められるのであり、IT企業の情報収集には規制をかけるべきである。	今後検討	教育の質を高めていくため、今後も教育データの利活用をより一層進めていく必要があります。個人情報保護等に留意しつつ、データの収集、活用方法等の検討を行っていきます。

<p>「ICT活用教育の推進」とあるがICT活用教育の概念は確立されているのか疑問である。ICT機器を活用することが目的とされる教育と解釈されることを危惧する。</p>	<p>今後検討</p>	<p>令和3年2月に鳥取県学校教育情報化推進計画を策定し、ICT活用教育の推進について取組を進めてきたことにより、一定の成果は上がっています。令和6年度からは鳥取県学校教育DX推進計画を新たに策定し、その目的や具体的な取組等を盛り込んでいく予定です。</p>
<p>「児童生徒が端末を創造的に活用しながら問題解決を図れるよう情報活用能力を育成します。」とある。情報活用能力とは端末を活用する能力ではないと考えるが、この表現ではそのように理解されないと危惧する。また、具体的にどのように活用すると「創造的に活用」したと言えるのか不明である。</p>	<p>反映検討</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する予定です。 「児童生徒が自ら問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したり、持続可能な社会の作り手となることができるような情報活用能力を育成します。」</p>
<p>文部科学省は、タブレット端末の利用について推進する立ち位置にあるので、生成AIの活用も含めて前のめりであるが、文部科学省の変わり身ははやく、県教育委員会は振り回されないようにしていただきたい。</p>	<p>その他</p>	<p>ご意見としてお聞きします。</p>
<p>施策2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進</p>		
<p>「主権者教育」「消費者教育」の必要性は理解するが、現在の学習指導要領は内容が過剰になっており、内容を精選し、減らすよう見直す必要がある。(同様意見2件)</p>	<p>対応困難</p>	<p>県において学習指導要領の内容を見直すことはできませんが、必要に応じて国に対して要望等を検討します。</p>
<p>国際バカロレア教育は一握りの「エリート」育成のためのものでしかない。そもそもこの教育内容は大学で行うべきものであり、高校の教育課程で行うには無理がある。公教育を担う県立高校の役割として、家庭の経済格差などによる教育格差を平準化するため、英語に特化することなく、必修科目を社会と結びつけて学ぶことが基本となるべきである。</p>	<p>その他</p>	<p>国際バカロレア教育は、英語教育に特化したものではなく、国際基準のカリキュラムにより、探究活動やディスカッション、プレゼンテーション等を通して高度な論理的思考力や表現力、コミュニケーション力を育成し、グローバル社会で活躍できる人材育成を図るものであり、学習指導要領が目指す資質・能力の育成を充実するものと考えています。</p>
<p>「国際バカロレア教育を推進する」とあり、倉吉東高等一部の県立高校だけではなくすべての県立高校で進めるということと理解されるが、それでよいのか疑問である。</p>	<p>その他</p>	<p>今後、国際バカロレア教育認定校を増やすことは考えていませんが、グローバル社会を生き抜くために必要な力を身につけるための国際バカロレア教育手法を全県への普及・展開を図ることとしています。</p>
<p>国際社会（グローバル社会）で活躍できる人材は、必ずしも英語ができる人材とは限らないと考えるが、県教委が英語教育に力を入れるのは国際社会で活躍できる人材を育成するためだと受け止められない文章となっていると感じる。</p>	<p>その他</p>	<p>グローバル化の進展、インバウンド促進等により県内でも外国人と接する機会が増えています。県内にも外国企業と取引関係のある企業もあり、異文化・多様性を理解するためにも、コミュニケーションツールとしての英語は必要であると考えます。</p>

施策3-(10) 特別支援教育の充実		
<p>「特別支援教育の充実」のためには、専門性の向上は要であり、免許を保有していることこそが最低限必要な条件であると思う。特別支援学校の採用枠があるように、免許保有者の特別支援学級の採用枠を設け、採用後、何年かは特別支援学級の担任をするなどの条件で勤務、その後、普通学級の担任も選択可能としてはどうか。</p>	<p>対応困難</p>	<p>採用枠を設けることは考えていませんが、人事異動方針により、小・中・義務教育学校と特別支援学校との計画的な人事交流を図ることとしています。</p> <p>なお、令和7年度（令和6年度実施）教員採用試験から、全試験区分の専門試験の試験内容等に、特別支援教育に関する内容を追加することとしています。</p>
<p>「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」という一文は語義矛盾している。日本で実施されている「特別支援教育」は分離別学である。インクルーシブ教育と特別支援教育とは相容れない概念だと考えるがどうか。 (同様意見2件)</p>	<p>その他</p>	<p>障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に育ち学び、理解し合う場を大切にし、一方で、障がいのある子どもが自らが持つ力を最大限に発揮できるよう、合理的配慮を行いながら、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など）を整えていくことが、インクルーシブ教育の推進につながるものと考えています。</p>
<p>「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進」は、将来的に特別支援学校や特別支援教室を廃止して、全ての児童生徒を通常学級で教育するというように理解されると思うが、児童生徒の状況に応じて、特別支援学校や特別支援学級は必要だと考える。</p>		
<p>インクルーシブ教育は、障害のある子を含むすべての子がそれぞれに合わせた必要な支援を受けつつ、共に関わり合いながら一緒に学ぶことで実現する。そのためには、教員の増員や他職種との連携、障害を理解して障害のある子の尊厳を学ぶ研修が必要である。</p>	<p>盛込済</p>	<p>本項の施策項目に「特別支援学校教諭免許状」の保有率と専門性の向上、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため研修等の充実（オンデマンド研修など）にも取り組んでいるところです。</p>
施策3-(11) いじめ、不登校等に対する対応強化		
<p>県内の不登校の状態にある小中学生、中学校での暴力行為、小中高・特別支援学校で認知されたいじめの件数は増加している。現在施行されている学習指導要領は、過剰な教育課程のため、教職員は疲弊し、休職者が高止まりする一方、過酷な職場環境を忌避して、代員も欠員、採用試験の応募者も減少していくという負のスパイラルに陥っており、このことが教育条件を低下させ、不登校、暴力、いじめが多発する原因になっていると思われる。学習指導要領の内容をスクラップし教職員の業務量を削減するとともに、標準定数法を改善し全ての学校種で少人数学級を実現することを文科省に強力に具申するべきである。 (同様意見2件)</p>	<p>盛込済</p>	<p>「施策4-(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成」の施策項目として「働き方改革の推進」を記載しています。</p> <p>少人数学級については、令和4年度から年次進行で小学校全学年への30人学級を導入しています。中学校については、令和5年5月の文部科学大臣からの諮問に基づき中央教育審議会での検討される予定であり、今年度も7月に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。</p>

施策3-(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築		
<p>貧困・格差への対応は国レベルの動きが必要だが、少なくとも「地域未来塾」「子ども食堂」といったNPOとの連携に依存する前に、高校無償化、奨学金の拡充など県教委独自で取り組むべき課題がある</p>	その他	<p>現在、国においても高校無償化、奨学金の拡充等を検討しているところであり、国の動向を注視の上、今後の対応を検討します。</p>
<p>増加する外国にルーツのある児童生徒への対応については、保護者を含めた実態把握に努め、日本語指導を教育課程に位置付けていく必要がある。</p>	その他	<p>外国にルーツのある児童生徒については、保護者も含めて実態把握しており、対象者には特別な教育課程を編成して、日本語指導、支援を行っています。</p>
<p>「授業についていけない子供」がいかに多いかという現実があり、小中学校における子供の習熟度の二極化構造が顕著になっていると感じざるを得ない。習熟度が低い子どもたちに対する支援について、さらに力点を置く必要があると強く感じる。授業についていけない子供たちが、学校生活からドロップアウトすることなく、基礎的な知識を身に付け、社会で生きていくための力を創造していける支援策、政策を充実させ鳥取県独自のモデルケースを構築していただきたいと思う。</p>	その他	<p>令和2年度から本県独自のとっとり学力・学習状況調査を実施し、児童生徒一人一人の毎年度の学力の伸びや学力を支える力を継続的に把握するための個人分析シートを作成し、個に寄り添った指導・支援を推進するため、授業改善に取り組んでいます。</p>
施策4-(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進		
<p>「主な取組」に記してある「再編・統廃合」はすべきではない。全ての学校で35人学級、中山間地に多い1学年3学級以下の学校については30人学級にし、担任が生徒一人ひとりの課題に対応できる学級規模にするべきである。普通科・専門学科・総合学科の共通科目化、入学定員の公私比率の順守、東・中・西部3学区の再設定など、社会的公正さを保つため高校入学にあたって一定の規制をかけることは必要である。(同様意見2件)</p>	今後検討	<p>今年度中の策定を予定している「令和新時代の県立高等学校教育の在り方に係る基本方針(令和8年度～令和17年度)」を元に、今後具体的な学校や学級規模等について検討することとしています。</p> <p>なお、生徒、保護者の価値観は多様化しており、学区制の再設定は生徒の選択肢を狭めることになるため考えていません。</p>
施策4-(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成		
<p>外部からの支援員を充実しても、過剰な教育課程を見直し、業務を削減し、実効性のある「働き方改革」が進まなければ、現在の教員不足は解消されない。早急な業務削減、教育課程の見直しなどが必要である。(同様意見2件)</p>	盛込済	<p>本項の施策項目として「働き方改革の推進」を記載しています。</p>
<p>次世代の教職員確保のためには、鳥取大学に改めて教育学部を設置すること、その教育学部を出て教職に就いた人には、奨学金の返還を免除するなどの県独自の制度が必要である。</p>	対応困難	<p>いずれも現時点で基本計画に盛り込むことは困難ですが、鳥取大学では一部の教員を除き教員免許が取得できる体制となっており、大学に対して教員養成、教員確保に向けた協力を依頼しています。また、奨学金については、文部科学省が教師人材確保方策として奨学金の返還支援を検討していることから、国の動向を注視の上、今後の対応を検討していきます。</p>

<p>「学校を支える教員業務支援員や部活動指導員など専門スタッフの充実」について、具体的な記述が無いのは何故か。言葉だけでなく、単県で措置してでも推進していただきたい。</p>	<p>対応困難</p>	<p>毎年度、国予算や教職員の時間外業務の状況を踏まえて配置するものであり、中長期的な本県教育の方向性等を示す基本計画に具体的な記述を盛り込むことは困難です。なお、市町村立学校の教員業務支援員については、国庫負担部分を除いて、市町村負担無く全て単県で措置しているところであり、国の補助対象外である高等学校の部活動指導員についても全て単県で措置しているところです。</p>
<p>施策4-(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備</p>		
<p>学校の安全・安心な教育環境づくりをすすめるためにも、学校技能職員を正規で全校配置（高校は2人）すべきである。（同様意見2件）</p>	<p>対応困難</p>	<p>現在、1校1名体制としているところですが、拡充することは検討していません。</p>
<p>施策4-(17) 私立学校への支援の充実</p>		
<p>私立高校への財政支援は必要だが、それは公立・私立あわせて鳥取県の公教育を担っていることが前提である。募集定員の公私比率を順守させると共に、私学間でも格差が広がるなかで、一部の行き過ぎた生徒募集については規制をかけるべきである。</p>	<p>その他</p>	<p>少子化に伴い、生徒確保は公私問わず大きな課題ですが、現在は、慣例的な公私の生徒数の比率は示さず、それぞれの学校が特色に応じ、県外生徒募集も含め、工夫を凝らして魅力発信を進めています。 また、私立学校の定員の増減は、私立学校審議会の審議を経て認可判断を行っているほか、定員を超えた生徒の受入は、県が交付する運営費補助金額を不交付とするなど、適切に定員管理いただくよう、一定の制約を設けています。</p>
<p>施策5-(20) トップアスリートの育成（競技力向上）</p>		
<p>中学までは地域クラブにおいて育成すべきである。地域クラブはスポーツだけでなく、文化活動も含め、県の担当課に独自の財源を措置し、地域クラブの財政確立・人員配置を行うことで早急に設立を行うべきであり、教職員をあてにすべきではない。高校は後回しになっているが、中学校部活動の地域移行と一体的に行うべきである。（同様意見2件）</p>	<p>その他</p>	<p>中学校の休日部活動の地域移行については「施策5-(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実」の項に記載しており、市町村等と連携し、地域連携・地域移行に取り組んでいくこととしています。なお、高校については、高等学校体育連盟主催の大会はスポーツクラブの参加が認められていないため、生徒の活動機会確保のため現時点では地域移行はできませんが、国において高校の地域移行の方針が出されれば、対応について検討していくこととしています。</p>
<p>「ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。」とされていることに違和感を覚える。そもそも論として、教育基本法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2から、アスリート育成を教育施策とすることが可能なのか。</p>	<p>その他</p>	<p>スポーツクラブ等が少ない本県において、部活動等により子どもたちの優れた才能を見出し、トップレベルまで成長を促すことは、教育行政としても重要と考えます。なお、基本計画では、スポーツ、文化芸術等に関しては、知事部局担当課の取組も含めて記載しています。</p>

施策5-(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実		
県立美術館を意識されたものと想像する。個々のウエイトを大きくした計画にしていきたい。前向きな重要課題だと考える。	盛込済	「施策6-(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展」の項で、県立美術館における取組を記載しています。

4 今後の予定

令和6年3月 定例教育委員会にて議決